

● 規程改正の概要

要 旨	当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。														
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正内容 「救急病院勤務手当」の改正</p> <p>○概 要 看護補助者の定着率向上のため、看護補助者に係る救急病院勤務手当の支給上限額を引き上げるとともに、能力に応じて支給額に差を設ける。</p> <p>○支給額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規の看護補助者については、正規看護師同様、能力を3段階に区分し、対応する額を支給する。 ・ 会計年度任用職員の補助者は、看護補助者全体の9割を占め、正規の看護補助者以上に定着率を高める必要があることから、能力を4段階に区分し、早期に支給額を引き上げることとする。 <table border="1" data-bbox="399 1176 1396 1612"> <thead> <tr> <th>職員区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">看護補助者 (正規職員)</td> <td rowspan="3">一律 12,000 円</td> <td>看護等実践能力 1 12,000 円</td> </tr> <tr> <td>看護等実践能力 2 13,500 円</td> </tr> <tr> <td>看護等実践能力 3 15,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">看護補助者 (会計年度任用職員)</td> <td rowspan="4">一律 6,000 円</td> <td>看護等実践能力 1 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>看護等実践能力 2 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>看護等実践能力 3 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>看護等実践能力 4 9,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	職員区分	改正前	改正後	看護補助者 (正規職員)	一律 12,000 円	看護等実践能力 1 12,000 円	看護等実践能力 2 13,500 円	看護等実践能力 3 15,000 円	看護補助者 (会計年度任用職員)	一律 6,000 円	看護等実践能力 1 6,000 円	看護等実践能力 2 7,000 円	看護等実践能力 3 8,000 円	看護等実践能力 4 9,000 円
職員区分	改正前	改正後													
看護補助者 (正規職員)	一律 12,000 円	看護等実践能力 1 12,000 円													
		看護等実践能力 2 13,500 円													
		看護等実践能力 3 15,000 円													
看護補助者 (会計年度任用職員)	一律 6,000 円	看護等実践能力 1 6,000 円													
		看護等実践能力 2 7,000 円													
		看護等実践能力 3 8,000 円													
		看護等実践能力 4 9,000 円													
施行期日	令和6年4月1日から施行する。														

職員給与規程 新旧対照表 (令和6年4月1日施行)

新	旧																		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第27条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に定める職員（以下、「<u>会計年度任用職員</u>」という。）及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第1条に定める職員を除く。以下同じ。）の給与に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(救急病院勤務手当)</p> <p>第51条の1 1 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、以下の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。ただし、割り振られた週の勤務時間が38時間45分に満たない場合は、当該各号に掲げる額に当該職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 第1項第1号から第4号までの職 理事長が別に定める基準に従って決定する看護実践能力に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1165 1120 1445 2072"> <tr> <td>看護等実践能力1</td> <td>第1号から第3号に掲げる職</td> <td>第4号に掲げる職のうち、会計年度任用職員</td> <td>第4号に掲げる職のうち、会計年度任用職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,500円</td> <td>10,500円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>看護等実践能力2</td> <td>12,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </table>	看護等実践能力1	第1号から第3号に掲げる職	第4号に掲げる職のうち、会計年度任用職員	第4号に掲げる職のうち、会計年度任用職員		10,500円	10,500円	6,000円	看護等実践能力2	12,000円	12,000円	7,000円	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第27条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に定める職員（以下、「<u>会計年度任用職員</u>」という。）及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第1条に定める職員を除く。以下同じ。）の給与に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(救急病院勤務手当)</p> <p>第51条の1 1 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、以下の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。ただし、割り振られた週の勤務時間が38時間45分に満たない場合は、当該各号に掲げる額に当該職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 第1項第1号から第3号までの職 理事長が別に定める基準に従って決定する看護実践能力に応じ、次に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1165 537 1445 1102"> <tr> <td>イ 看護等実践能力1</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>ロ 看護等実践能力2</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>ハ 看護等実践能力3</td> <td>18,000円</td> </tr> </table>	イ 看護等実践能力1	10,500円	ロ 看護等実践能力2	12,000円	ハ 看護等実践能力3	18,000円
看護等実践能力1	第1号から第3号に掲げる職	第4号に掲げる職のうち、会計年度任用職員	第4号に掲げる職のうち、会計年度任用職員																
	10,500円	10,500円	6,000円																
看護等実践能力2	12,000円	12,000円	7,000円																
イ 看護等実践能力1	10,500円																		
ロ 看護等実践能力2	12,000円																		
ハ 看護等実践能力3	18,000円																		

看護等実践能力3	18,000円	18,000円	8,000円
看護等実践能力4			9,000円

二 略

三 前2号にかかわらず、第1項各号(第4号に掲げる職を除く。)に掲げる職で

_____ 会計年度任用職員である者
6,000円

附 則 (規程第〇〇号)
(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

二 略

三 前2号にかかわらず、第1項各号

_____ に掲げる職で地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に定める会計年度任用職員である者
6,000円

看護補助者の能力に応じた救急病院勤務手当の支給について

○概要

看護補助者の人手不足解消のため、救急病院勤務手当について支給上限額を引き上げるとともに、正規看護師同様、能力の段階に応じて支給額に差を設ける。

○課題及び対応案

- ・病院業務の効率的な運営においては、看護補助者の存在が欠かせないが、恒常的な人手不足状態にあり、優秀なスタッフの確保が課題になっている。
- ・新規人材の確保及び既存の補助者の定着のため、手当額の上限を引き上げるとともに、正規看護師同様、能力に応じて支給額に差を設けることとしたい。

○救急病院勤務手当の内容

- ・看護実践能力の段階に応じた金額を設定する。なお、一般的には勤務年数に比例して能力が上がっていくため、勤務年数を一次的な判断基準とする（下記表のとおり）。ただし、必要な勤務年数は満たしていても、それに見合う看護能力を有しないとの評価がなされた場合には、下位区分の額を適用する。
- ・看護師の再任用には、コメと同額（12,000円）を支給していることとの均衡を考慮し、正規職員の定年年齢に達した補助者は、翌年度から一律6,000円とする。

○対象者、支給額案（R5.10.1在職者におけるR6.4.1時点の年齢を想定）

【正規補助者】正規看護師同様、能力（＝勤務年数）を3段階に区分し、対応額を支給

	5年未満+ 60歳到達	5年以上 10年未満	10年以上	年間増加額
人数	1人	0人	3人	-
支給額	12,000円	13,500円	15,000円	108,000円

【会年補助者】定着率を高めるため、能力を4段階に細分化し、早期に額を引上げる

	3年未満+ 60歳到達	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上	年間増加額
人数	22人	20人	6人	10人	-
支給額	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	744,000円

(参考)正規看護師	看護等実践能力1	看護等実践能力2	看護等実践能力3
	10,500円	12,000円	18,000円

○制度導入スケジュール

R6.4月からの制度導入としたい。